

1 1 4 . 0 2

包括委任状の援用の制限

包括委任状の援用の制限（特例施規7条^{*1}）は、次に掲げる方法により行うことができる。

1. 包括委任状の提出に際して、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。

例えば包括委任状に「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」と記載したときは、この記載の条件に該当する手続については、包括委任状を援用することができない（特例施規様式第6備考8）。

2. 包括委任状を提出した者が、包括委任状の援用を行うことができない代理人を事件ごとに届け出る場合は「包括委任状援用制限届」（特施規様式第12の2、特例施規様式第7、第28、特登施規様式第18）を提出する。なお、包括委任状援用制限の届出は、併合の手続により行うことができる（→122.01）。

上記届出をした後は、当該届出に係る事件に係る手続については、包括委任状の援用をすることができない。

（新規平成29・4）

^{*1} 特例施規7条：特施規9条の3第2項（実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用）、特登施規13条の6第2項（実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用）において準用